

## 本明川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書の概要

### 協定当事者

本明川ダム建設対策協議会会長 藤山 徳二  
国土交通省九州地方整備局長 小平田 浩司

### 立会人

長崎県知事 中村 法道  
諫早市長 宮本 明雄

### 締結年月日

平成 29 年 2 月 19 日(日)

### 協定締結までの経緯

昭和 58 年 予備調査着手  
平成 2 年 実施計画調査着手  
平成 6 年 建設事業着手  
平成 12 年 「本明川水系河川整備基本方針」策定  
平成 17 年 「本明川水系河川整備計画」策定  
平成 21 年 検証対象ダムとなる  
平成 25 年 検証結果に基づき新規利水を除き事業継続とする国土交通省方針が決定  
平成 28 年 本明川水系河川整備計画(変更)の策定(H28.3.29)

### その他

本明川ダム建設事業を進めるにあたり、協議会に示した「本明川ダム建設事業に伴う損失補償基準」に合意したことを確認し、これにより今後、国は個別協議に着手する予定です。なお、この協定書が国及び協議会において誠実に履行されるよう、長崎県知事及び諫早市長に立会人になっていただきます。

「本明川ダム建設事業に伴う損失補償基準」は、本明川ダム建設に必要な土地の価格等、個人の財産を補償する際の基準となる単価等です。損失補償基準の内容については個人の財産に関わる性質のものであることから、公表は差し控えております。